

はじめに

我が国の自殺者数は平成 10 年に初めて年間 3 万人を超える、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。平成 18 年の自殺対策基本法制定以降、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として、毎年多くの尊い命が自殺によって失われており、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。



自殺はその多くが健康や家庭の問題をはじめ、経済や生活の問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死と言われています。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。本市においても、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、「岩出市自殺対策計画」を策定いたしました。

本市では「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として捉え、「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を目指し、生きることの包括的支援として自殺対策を推進してまいります。本市の全事業の中から「生きる支援」に関する事業を総動員し最大限生かすことで、全庁的な取組として自殺対策を進めるとともに、様々な分野の団体等と連携し、総合的に推進する体制づくりを目指します。

市民の皆様には、自殺対策に理解を深めるとともに、互いの寄り添いや支え合いに、今後ともより一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議ご検討をいただきました岩出市自殺対策連絡協議会の委員の皆様、パブリックコメント等を通して貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

岩出市長 中 芝 正 幸

